

備品等一覧表

別紙6

R8.4.1現在

設置場所	品名	規格・仕様	備考	数量
共通	放送設備	館内、屋外（マイク4本、ピンマイク1組）		
	情報通信網	FreeWiFi、館内LAN、USEN		
	空調設備	ガスヒートポンプエアコン 室外機2台（室内機2×4台）		
	給水・排水設備			
	給湯設備			
	ガス設備			
	電灯・電力設備			
	火災報知設備			
	ドアホン設備	事務室⇄北面入口		1
	防犯カメラ	広場及び駐車場雁木に設置		2
ホール	ミーティングテーブル	750*750*720		12
	ミーティングチェア	graf Narrative Plankton Chair		20
	テレビ	65インチ液晶テレビ		1
	ブルーレイディスクプレーヤー			1
	会議用机	デリカテーブル（天板折りたたみ）		10
	会議用イス			60
	チェアポーター	1台30脚		2
	ホワイトボード			2
	プロジェクター			1
	大火展示施設（吊り下げ式プロジェクター）			1
事務室兼倉庫	事務机	コクヨ スタンダードテーブルデルフィ2		3
	事務椅子	コクヨ ミトラCR-G2920		5
	事務ワゴン	コクヨ GXワゴン		5
	シュレッター	Fellowes79Ci-2		1
	書棚	コクヨ 3種		3
	更衣ロッカー	コクヨ LK-N5SAW	5人用	1
	AED			1
	冷蔵庫	パナソニック NR-B14AW-S		1
エントランス	ロビーテーブル	550*540*360		1
	ロビーチェア	2人掛け		2
	大火展示施設、展示品			別紙

備品等一覧表

別紙6

R8. 4. 1現在

設置場所	品名	規格・仕様	備考	数量
厨房①②	厨房設備一式 調理台、二槽シンク、アンダーカウンター食器洗浄機、コールドテーブル冷蔵庫 コールドテーブル冷蔵冷凍庫、ガスレンジ、ステンレス作業台			
厨房③	厨房設備一式 調理台、二槽シンク、コールドテーブル冷蔵庫、IHコンロ			
	ステンレス作業台	W1000*D600*H850		1
	ステンレス作業台	W600*D730*H850		1
	製氷機			1
	浄水器			1
	二槽シンク	1200*600*850		1
	一槽シンク	570*600*850		1
	カウンターチェア	W430*D525*H770*SH445		20
	ハイテーブル	天板φ600×高さ1000		2
	ハイチェア	W400*D400*H750		4

駅北広場大火展示 維持管理リスク分担と管理物件一覧

(1) 展示施設の維持管理に関するリスク分担表

項 目	指定管理者	都市建設課	消防本部
展示施設の日常管理	○		
展示施設の管理瑕疵により 展示施設に損害を与えた場合の対応	○	(○)	
入館者の故意、過失により、 展示施設に損害を与えた場合の対応		(○)	○
展示施設の破損、故障などに伴う修繕や復旧			○
展示施設の全体企画と調整 (機能拡充の検討や活用実態にあわせた展 示の工夫など)		(○)	○
展示施設の所有先と所管			○

(2) 駅北広場大火展示施設一覧

品 目	数 量
展示用照明 LZS-9254 (1LB 中角…7、2LB 広角…6、狭角…1)	14
解説バナー (5 種 W1100×H2700)	5
ポップアップバナー (W850×H2000)	1
吊り下げ式プロジェクター (Panasonic NTN91002)	2
可動式アクリルガラスケース (W1800×D900×H900)	2
可動式アクリルガラスケース (W900×D900×H900)	1
可動式ステージ什器 (W900×H900)	1

(3) 駅北広場大火展示品一覧

品 目 (※所有・借用区分)	数 量
アルバム・写真 ※消防中尾さん提供	1 式
大火の遺物 (陶器) ※文化スポーツ課提供	1 式
硬貨・腕時計 ※消防中尾さん提供	1 式
雁木のランプ ※井上商会提供 (都市建設課)	2 個
焼けた本 ※平安堂提供 (文化スポーツ課)	2 冊
焼けた酒瓶 ※加賀の井酒造から借用 (都市建設課)	1 本
焼けたヒスイ ※泉家から借用 (FMM)	3 片
飛び火 (木片) ※消防本部提供	1 個
日本刀 ※大久保さん提供 (文化スポーツ課)	1 振
柄鏡 ※平安堂提供 (文化スポーツ課)	1 個
街灯のサイン ※消防本部提供	1 枚

品 目（※所有・借用区分）		数 量
消防ポンプ	※消防本部提供	1 台
消火ノズル	※消防本部提供	2 個
吸水管（金具のみ）	※消防本部提供	1 個
J－レスキュー	※消防本部提供	1 冊
消火栓ハンドル	※消防本部提供	1 個
消防ホース	※消防本部提供	1 本

※借用品 2 点（酒瓶、ヒスイ）については、展示品貸与に関する覚書を消防本部で保管する。

○糸魚川市駅北広場条例

令和元年 7 月 5 日

条例第29号

(設置)

第 1 条 多様な利用及び活動を通じて、市民が集い、交流する場を創出するとともに、平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火（以下「駅北大火」という。）の記憶を伝承するため、糸魚川市駅北広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
駅北広場	糸魚川市大町二丁目1158番地1

(施設)

第 3 条 広場に次の施設を置く。

- (1) 屋内広場
- (2) 屋外広場
- (3) 駐車場

(事業)

第 4 条 広場では、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の交流に関する事業
- (2) 市民活動の促進に関する事業
- (3) 駅北大火の記憶を伝承する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(利用の許可)

第 5 条 別表に掲げる施設の全部又は一部を占用して利用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用を許可しない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 広場の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第7条 広場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する場合 使用料の全額
- (2) 市が共催する場合 使用料の50パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

(使用料の不還付)

第9条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、使用料の全額を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用できない場合
- (2) 利用者が利用日前日までに利用の取消しを申し出て、承認された場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の許可を受けた目的以外に広場を利用し、又は利用の権利を転貸したとき。
- (2) 災害その他の事故により広場の利用ができなくなったとき。
- (3) この条例、この条例に基づく規則又は市長が広場の管理上必要と認めて行う指示に違反したとき。

(原状回復)

第11条 利用者は、広場の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により広場を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第13条 市長は、広場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第5条、第6条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第7条ただし書中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とし、第8条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」とする。

2 指定管理者の指定に係る手続等は、糸魚川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年糸魚川市条例第225号）によるものとする。

3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる広場の事業実施に関する業務
- (2) 広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 広場の利用の許可等に関する業務
- (4) 広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理及び運営に必要な業務

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

5 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第2号で令和2年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第13条第2項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和7年12月18日条例第31号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の規定、第2条の規定による改正後の糸魚川市立学校施設使用条例の規定、第3条の規定による改正後の糸魚川市民会館条例の規定、第4条の規定による改正後の糸魚川市公民館条例の規定、第5条の規定による改正後の糸魚川市生涯学習センター条例の規定、第6条の規定による改正後の糸魚川市青少年教育施設条例の規定、第7条の規定による改正後の糸魚川市社会体育施設条例の規定、第8条の規定による改正後の糸魚川市交流促進センター条例の規定、第9条の規定による改正後の糸魚川市能生B&G海洋センター条例の規定、第10条の規定による改正後の糸魚川市歴史民俗資料館条例の規定、第11条の規定による改正後の糸魚川市博物館条例の規定、第12条の規定による改正後の糸魚川市おててこ会館条例の規定、第13条の規定による改正後の糸魚川市集会施設条例の規定、第14条の規定による改正後の糸魚川市農村コミュニティ広場条例の規定、第15条の規定による改正後の糸魚川市木地屋の里条例の規定、第16条の規定による改正後の糸魚川市活性化施設条例の規定、第17条の規定による改正後の糸魚川市海の資料館条例の規定、第18条の規定による改正後の糸魚川市都市交流促進センター条例の規定、第19条の規定による改正後の糸魚川市青海総合福祉会館条例の規定、第20条の規定による改正後の糸魚川市ふれあいセンター条例の規定、第21条の規定による改正後の糸魚川市多目的交流センター条例の規定、第22条の規定による改正後の糸魚川市都市公園条例の規定、第23条の規定による改正後の糸魚川市須沢臨海公園条例の規定、第24条の規定による改正後の糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の規定、第25条の規定

による改正後の糸魚川市こころの総合ケアセンター条例の規定、第26条の規定による改正後の糸魚川市グリーンメッセ能生条例の規定、第27条の規定による改正後の糸魚川市健康づくりセンター条例の規定、第28条の規定による改正後の糸魚川市親不知ピアパーク条例の規定、第29条の規定による改正後の糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の規定、第30条の規定による改正後の糸魚川市斎場条例の規定、第31条の規定による改正後の糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の規定、第32条の規定による改正後の糸魚川市能生マリンホール条例の規定及び第33条の規定による改正後の糸魚川市駅北広場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料（利用料金を含む。以下のこの項において同じ。）について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第5条、第7条関係）

施設区分		使用料（1時間当たり）	
屋内広場	ホール	1区画（10平方メートル程度）	300円
		全面	2,600円
	エントランス	1区画（10平方メートル程度）	300円
		全面	1,400円
	厨房	1区画	600円
屋外広場		1区画（10平方メートル程度）	200円

備考

- 1 1回の利用時間に1時間に満たない時間があるときは、1時間とみなす。
- 2 厨房を同一の者が引き続き1日以上利用する場合の使用料は、1日につき4,200円とする。この場合において、引き続き10日以上利用する場合の使用料は、次項に定める1月分の額とみなす。
- 3 厨房を同一の者が引き続き1月を超えて利用する場合の使用料は、39,000円に光熱水費相当額を加算した額を1月分とし、利用期間に1月未満の端数があるときは、日割計算により算定する。

○糸魚川市駅北広場条例施行規則

令和元年 7 月 5 日

規則第37号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、糸魚川市駅北広場条例（令和元年糸魚川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 屋内広場の休館日は、12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用時間)

第 3 条 屋内広場の利用時間は、午前 9 時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条の規定により糸魚川市駅北広場（以下「広場」という。）の利用の許可を受けようとする者は、駅北広場利用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、これを審査し、利用の許可又は不許可の決定をして、駅北広場利用許可（不許可）書（様式第 2 号）を申請者に交付しなければならない。

2 前項に規定する利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が広場を利用しようとするときは、利用許可書を提示しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第 6 条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときは、駅北広場利用変更（取消し）申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、変更の可否を決定し、駅北広場利用変更（取消し）許可（不許可）書（様式第 4 号）を利用者に交付しなければならない。

(減免の手続)

第7条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用の許可又は利用の変更許可を申請するときに、当該申請書又は変更申請の書面にその旨及び理由を記載しなければならない。

(還付の手続)

第8条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、書面にその旨及び理由その他必要な事項を記載して、市長に提出しなければならない。

(指定管理者への適用)

第9条 条例第13条の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条ただし書及び第3条ただし書中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第4号までの「糸魚川市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、糸魚川市駅北広場条例の施行の日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

駅北広場利用許可申請書

糸魚川市長 様

年 月 日

申請者	団 体 名
	住 所
	氏 名
	電話番号

次のとおり駅北広場を利用したいので申請します。

利用目的												
利用 区分	☐ ホール（全面 / ____区画） ☐ エントランス（全面 / ____区画） ☐ 厨 房 ____区画） ☐ 屋 外 広 場 （____区画）											
利用日時及び時間											(時間/日/月)	利用人数
	月	日	時	分	～	月	日	時	分			人
	月	日	時	分	～	月	日	時	分			
	月	日	時	分	～	月	日	時	分			
使用料減免の申請		☐ 有（全額減免／50%減免） ☐ 無										
利用条件		糸魚川市駅北広場条例及び同条例施行規則の規定に従うこと。										

※許可の決定	許可…減免無・全額減免・50%減免 不許可（理由）	許可番号	伺			
使 用 料	円					

様式第2号（第5条関係）

駅北広場利用許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

糸魚川市長

年 月 日申請のありました駅北広場の利用について、次のとおり許可（不許可と）します。

利用目的											
利用 区 分	☐ ホール（全面 / ____区画） ☐ エントランス（全面 / ____区画） ☐ 厨 房 ____区画） ☐ 屋 外 広 場 （____区画）										
利用日時及び時間							（時間/日/月）	利用人数			
	月	日	時	分	～	月	日	時	分		人
	月	日	時	分	～	月	日	時	分		
	月	日	時	分	～	月	日	時	分		
不許可の理由											
使用料減免の申請		☐ 有（全額減免／50％減免） ☐ 無									
利用条件		糸魚川市駅北広場条例及び同条例施行規則の規定に従うこと。									

様式第3号 (第6条関係)

駅北広場利用変更（取消し）申請書

糸魚川市長 様

年 月 日

申請者 団 体 名

住所

氏 名 印

電話番号

下記のとおり変更(取消し)を申請します。

利用目的													
変更（取消し）理由													
利用 区分	変更後												
	☐ ホール（全面 / _____区画）	☐ エントランス（全面 / _____区画）											
	☐ 厨 房 _____区画）	☐ 屋 外 広 場（_____区画）											
		変更後の利用日時及び時間								(時間/日/月)		利用人数	
		月	日	時	分	～	月	日	時	分			人
		月	日	時	分	～	月	日	時	分			
		月	日	時	分	～	月	日	時	分			
変更後の使用料減免の申請								☐ 有（全額減免／50％減免） ☐ 無					

※添付書類 … 駅北広場利用許可（不許可）書

※変更(取消) 許可の決定	許可…減免無・全額減免・50%減免 不許可(理由)	許可番号				
変更後使用料	円	差引過不足額	円			

様式第4号（第6条関係）

駅北広場利用変更（取消し）許可（不許可）書

第 号
年 月 日

様

糸魚川市長

次のとおり変更（取消し）を許可（不許可と）します。

利用目的			
変更（取消し）理由			
利用 区分	変更後		
	☐ ホール（全面 / _____区画） ☐ エントランス（全面 / _____区画） ☐ 厨房 _____区画） ☐ 屋外広場（_____区画）		
変更後の利用日時及び時間		（時間/日/月）	利用人数
	月 日 時 分～ 月 日 時 分		人
	月 日 時 分～ 月 日 時 分		
	月 日 時 分～ 月 日 時 分		
変更後の使用料減免の申請		☐ 有（全額減免／50％減免） ☐ 無	
変更後の使用料	円	差引過不足額	円

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

糸魚川市駅北広場の
管理に関する基本協定書

令和 年 月

目 次

第1章	総則	2 ページ
第2章	本業務の範囲と実施条件	4 ページ
第3章	本業務の実施	4 ページ
第4章	備品等の取扱い	8 ページ
第5章	業務実施に係る甲の確認事項	8 ページ
第6章	指定管理料及び利用料金等	10 ページ
第7章	自主事業	10 ページ
第8章	損害賠償及び不可抗力	12 ページ
第9章	指定期間の満了	13 ページ
第10章	指定期間満了以前の指定の取消し等	14 ページ
第11章	その他	15 ページ

別紙■	仕様書
別紙▲	備品等一覧表
別紙●	リスク分担表
別紙★	駅北大火展示維持管理リスク分担と管理物件一覧表

糸魚川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、糸魚川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第225号）（以下「手續条例」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり糸魚川市駅北広場（以下「本施設」という。）の管理業務（以下「本業務」という。）に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 基本協定は、糸魚川市駅北広場条例（令和元年条例第29号）（以下「施設条例」という。）に基づき、本施設の指定管理者に指定された乙が行う本業務について、甲と乙が相互に協力し、適切かつ円滑に本施設を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の経営ノウハウや顧客サービスを活用し、本施設の設置効果及び運営効率を向上させ、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することにあることを確認する。

（定義）

第3条 基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 年 度 協 定 基本協定のほか、甲と乙が指定期間中に必要に応じて締結する年度ごとの協定をいう。
- (2) 基 本 協 定 等 基本協定、年度協定をいう。
- (3) 指 定 期 間 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第5項に規定する期間であって、甲が乙を指定管理者として指定し、本業務を行わせる期間をいう。
- (4) 指 定 管 理 料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価をいう。
- (5) 仕 様 書 本業務の細目を定めた仕様書（別紙■）をいう。
- (6) 利 用 料 金 施設条例の規定に基づき管理施設の利用の対価として利用者から乙に支払われる施設利用料をいう。
- (7) 基本事業計画書 指定期間内の本業務の実施に関する基本事業計画書をいう。
- (8) 年度事業計画書 年度内の本業務の実施に関する年度事業計画書をいう。
- (9) 事業計画書等 基本協定等、仕様書、条例その他関係法令のほか、基本事業計画書及び年度事業計画書をいう。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、基本協定等を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる施設、設備及び備品等（以下「管理物件」という。）は、仕様書（別紙■）及び備品等一覧表（別紙▲）に記載のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

4 乙は、管理物件の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（指定期間）

第6条 指定期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法令等の遵守）

第7条 乙は、本業務の実施に当たっては、次の法令、基本協定等及び仕様書による条項や指示項目を遵守するとともに、管理物件を常に良好な状態において管理し、本施設の設置目的や管理運営方針に沿って最も効果的に運営しなければならない。

(1) 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令

(3) 糸魚川市財務規則（平成17年規則第49号）

(4) 糸魚川市駅北広場条例（令和元年条例第29号）及び糸魚川市駅北広場条例施行規則（令和元年規則第37号）

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

(6) 糸魚川市情報公開条例（平成17年条例第14号）及び糸魚川市情報公開条例施行規則（平成17年規則第15号）

(7) 糸魚川市行政手続条例（平成17年条例第13号）及び糸魚川市行政手続条例施行規則（平成17年規則第13号）

(8) 消防法（昭和23年法律第186号）、糸魚川市火災予防条例（平成17年条例第195号）及び糸魚川市火災予防条例施行規則（平成17年規則第201号）

(9) 食品衛生法（昭和22年法律233号）及び新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例（平成11年条例第53号）

(9) その他本業務を履行するにあたって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等

（共通事項）

第8条 基本協定等に関する甲乙間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の甲乙間に係る行為（以下この条において「通知等」という。）は、特別に定める場合を除き、書面により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する通知等について口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、後日、速やかに既に行った通知等を書面に記載し、これを相手方に交付しなければならない。
- 3 甲及び乙は、基本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有する。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（乙が行う本業務の範囲）

- 第9条 乙が行う本業務の範囲は、施設条例第4条に規定する範囲とし、業務の細目は、仕様書に記載する。なお、行政財産の目的外使用許可に関する業務は、甲が行う。
- 2 前項に定める業務のほか、各年度において特に必要となる業務がある場合は、年度協定を締結して定める。

（本業務の実施条件）

- 第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない仕様、要求水準等の条件は、仕様書に定める。

（本業務の範囲及び実施条件の変更等）

- 第11条 甲又は乙は、必要と認めるときは、前2条で定めた乙が行う本業務、甲が行う本業務の範囲及び実施条件について、変更の協議を文書又は口頭で申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。
 - 3 第1項の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定する。

第3章 本業務の実施

（基本事業計画書）

- 第12条 乙は、指定期間開始日の15日前までに基本事業計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、甲に提出した基本事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

（年度事業計画書）

- 第13条 乙は、毎年度開始日の10日前までに、年度事業計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、甲に提出した年度事業計画書の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

（本業務の実施）

第14条 乙は、事業計画書等に従って適正かつ確実に本業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、前項に掲げる基本協定等その他の書類に定める内容に即した業務を実施するよう万全を期すものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により業務内容が不適合となったときは、この限りでない。
- 3 基本協定等と事業計画書等との間に矛盾又は相違がある場合は、基本協定等の記載が優先する。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業計画書等において基本協定等を上回る水準が記載されている場合は、事業計画書等に記載された水準による。

（人材の確保等）

第15条 乙は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、事業計画書等に基づき、必要な人員を配置し、適切な業務執行体制を維持しなければならない。

- 2 乙は、法令等により資格（免許）等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、本業務の適正な執行に必要となる知識・技能の習得、資質向上等のため、研修を実施し、人材の育成に努め、利用者サービスの質の維持向上に努めなければならない。

（業務責任者）

第16条 乙は、本業務の実施にあたって業務責任者を定め、甲に報告しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

- 2 業務責任者は、基本協定等の履行に関し、その運営及び管理監督を行うほか、仕様書の変更、指定管理料の変更、基本協定等有効期間の変更、指定管理料の請求及び受領、本業務関係者に関する措置請求に係る権限を除き、基本協定等に基づく乙の一切の権限を行使できるものとする。

（業務の委託等）

第17条 乙は、本業務を第三者に委託してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者（以下「受託者」という。）に委託することができる。この場合において、受託者からさらに再委託してはならない。
- 3 乙は、前項の規定により本業務の一部を受託者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行い、本業務に関して乙が使用する受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由として生じたものとみなして、乙が負担する。

- 4 乙は、糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成27年告示第41号）及び糸魚川市物品調達等請負業者指名停止等措置要領（平成27年告示第42号）の規定による入札参加停止等の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び糸魚川市暴力団排除条例（平成24年条例第2号、以下「暴排条例」という。）第6条の規定による入札参加除外等の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに同条例第2条第1項第1号から第3号までに該当する者（以下「暴力団員等」という。）を受託者としてはならない。

（不当介入等に対する措置）

第18条 乙は、基本協定等の履行に当たり、暴力団員等から、暴排条例第2条第1項第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

- 2 乙は、前条第2項の規定による受託者が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、受託者に対して警察に通報するよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前2項に定める報告及び通報により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（委託契約の解除）

第19条 甲は、乙が第17条第4項に違反した場合は、乙に対して、当該委託契約の解除を求めることができる。また、これにより当該委託契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、乙が負担する。

（管理物件の維持保全）

第20条 管理物件の改修、建築物の基本構造部分の補修に係る経費については、甲の負担とする。ただし、乙の責めに帰する事由によって必要となった経費は、乙の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の申請により管理物件の改造、増築、改築、大規模修繕等を実施する場合の費用負担及び実施方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 管理物件の補修のうち乙の負担とするものは、施設は1箇所税込み10万円未満、設備は1件税込み10万円未満の、備品は1件税込み10万円未満の場合とする。また、施設で1箇所税込み10万円以上、設備で1件税込み10万円以上、備品で1件10万円以上の場合は、甲乙協議を行い、甲が必要と認めるものは甲の負担とする。
- 4 前項に規定する補修については、当該補修が甲の責めに帰すべきものである場合は甲が、乙の責めに帰すべきものである場合は乙が経費を負担する。

（臨機の措置等）

第21条 乙は、災害防止その他の緊急の必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、その措置の内容を直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして指定管理料に含めることが適当でないと甲が認めた部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については、甲乙協議して定める。
- 3 乙は、本業務に関して緊急時、防犯及び防災対策のマニュアル並びに従業員の連絡網等を作成し、甲に報告するとともに、緊急時の対応に従業員に指導しなければならない。

（利用者保護等）

- 第22条 乙は、本業務の実施にあたって、事故が発生した場合は、適切な対応及び処置を行うものとし、事故の対応及び処置を行ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、利用者等から要望及び苦情（以下「要望等」という。）がある場合は、適切な対応を行い、当該要望等の円滑かつ円満な解決に努めるものとし、速やかに甲に報告しなければならない。

（個人情報等の取扱い）

- 第23条 乙は、本業務の遂行上知り得た個人に関する情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び糸魚川市個人情報保護条例（平成17年条例第213号）の規定を遵守しなければならない。
- 2 乙の役員及び使用人並びに第19条第2項による受託者の役員及び使用人は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部へ漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とする。

（情報の公開）

- 第24条 乙は、本業務に関して保有する情報の公開について、糸魚川市情報公開条例（平成17年条例第14号）の規定を遵守し、本業務に対する市民の理解と信頼を深めるよう努めなければならない。

（文書管理等）

- 第25条 乙は、本業務を行うにあたり作成又は取得した文書（以下「施設文書」という。）について、目録を作成の上、当該文書を適正に管理するものとし、甲が指示する期間（以下「保存期間」という。）当該文書を保存しなければならない。
- 2 乙は、保存期間が満了した施設文書を廃棄しようとするときは、甲の承認を得るものとし、甲の指示に従って確実に処分しなければならない。
- 3 乙は、指定期間の満了時又は指定管理者の指定が取り消されたときは、施設文書を速やかに甲に引き渡さなければならない。ただし、当該文書の取扱いについて、甲が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

（本業務の経理）

第26条 乙は、本業務の経理を適切に管理運用しなければならない。

- 2 乙は、本業務に係る損益状況及び資金の保有状況について、独立の帳簿を設ける等により他の会計と区分して整理するとともに、甲の求めに応じ、関係する書類や通帳、伝票等の開示に努める等、本業務の経理を厳正に行わなければならない。

（意見聴取の実施）

第27条 乙は、本業務に関する利用者の意見や要望を把握し、本業務に反映させるため、利用者を対象としてアンケート等による意見聴取を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により実施した意見聴取の結果を集計し、当該集計結果並びに乙による分析及び評価等が記載された結果報告書を甲に提出しなければならない。

（リスクの分担）

第28条 基本協定に定めのあるもののほか、本業務の履行にあたり想定されるリスクの分担については、リスク分担表（別紙●）のとおりとする。

- 2 前項に定める事項に疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、その分担を決定する。

第4章 備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与）

第29条 甲は、備品等一覧表（別紙▲）に示す備品等（以下「Ⅰ種備品等」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、Ⅰ種備品等を常に良好な状態に保たなければならない。
- 3 乙は、Ⅰ種備品等の設置場所を変更してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- 4 Ⅰ種備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により、必要と認めるものについて、甲の負担により当該備品等を購入又は調達する。
- 5 乙は、故意又は過失によりⅠ種備品等を滅失又はき損したときは、甲との協議により必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達することにより補償しなければならない。

（乙による備品等の購入）

第30条 乙は、甲の承認を得たうえで、任意により備品等（以下「Ⅱ種備品等」という。）を購入又は調達し、本業務実施のために供することができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づきⅡ種備品等を購入又は調達したときは、速やかに甲に報告するとともに、帳簿を設ける等により、明確に整理しなければならない。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

（事業報告）

- 第31条 乙は、毎年度終了後、5月31日までに甲が定める事業報告書及び事業評価を甲へ提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に、取り消された日までの間の事業に係る事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、本業務に関する月例業務報告書を毎月作成し、翌月10日までに、収支状況報告書及び事業評価を半期ごとに作成し、各半期終了後30日以内に甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前2項に規定する報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面又は口頭による説明を求めることができる。

（立会、報告、調査等）

- 第32条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施に立会うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。
- 2 乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- (1) 本業務の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。
 - (2) 本業務の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。
 - (3) 乙と金融機関との取引が停止となったとき。
 - (4) 乙が本業務に関して有する債権に対して差押え又は仮差押えがなされたとき。
 - (5) 乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき。
 - (6) その他乙において本業務の適正な実施が困難となったとき、又は本業務の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。
- 3 甲は、本業務の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求めることができる、又は本業務の実施について実地に調査することができる。
- 4 乙は、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。

（改善指示）

- 第33条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等によって、必要があると認めるときは、期限を定めて必要な業務の改善や是正の指示をすることができる。

- 2 乙は、前項により甲から指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

（経営状況の確認）

第34条 乙は、経営の健全性を証するため、乙が会社法（平成17年法律第86号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、5月31日までに第32条に定める事業報告書とともに甲へ提出しなければならない。

（市税等の納税状況調査）

第35条 甲は、指定期間中において毎年度、乙の市税等の納税状況について調査するものとする。

- 2 乙は、前項の調査に協力しなければならない。

（モニタリングの実施）

第36条 甲は、指定期間中において、必要に応じて本業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、乙は、これに協力しなければならない。

- 2 甲は、前項によりモニタリングを行ったときは、その評価結果を乙に通知するとともに、公表するものとする。
- 3 甲は、前項の評価結果に基づき、本施設の効果的な運営のために、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 4 乙は、前項により甲から指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

第6章 指定管理料及び利用料金等

（指定管理料）

第37条 甲は、本業務実施の対価として、乙に指定管理料を支払う。

- 2 各年度の指定管理料の額は、甲の歳出予算の範囲内で年度協定において定める。
- 3 前項により定めた額は、第12条により本業務の範囲等が変更になった場合又は特別な事情があると認められる場合を除き、業務実施に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、増額又は減額しない。
- 4 指定管理料の変更及び支払にかかる方法等については、年度協定で定める。

（利用料金）

第38条 甲は、利用料金を乙の収入として收受させる。

- 2 利用料金の額は、施設条例に定める額の範囲内において、乙が事前に甲の承認を得て定める。
- 3 乙は、前項により定めた利用料金の額を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(その他の収入)

第39条 乙は、本業務の実施に伴い、利用料金以外の収入がある場合は、これを乙の収入として収受する。

2 前項の規定にかかわらず、本業務に関連して甲が実施する事業において、甲が収受すべき収入は、甲の収入とする。

第7章 自主事業

(自主事業の実施)

第40条 乙は、本業務の範囲に含まれない事業について、本施設の設置目的に合致し、利用促進又は利用者のサービス向上につながる事業として甲が認める場合は、本業務の履行に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により自主事業として実施することができる。

(自主事業計画書)

第41条 乙は、前条の規定により、自主事業を実施しようとする場合は、甲に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行う。

2 乙は、甲に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(自主事業に係る経費等)

第42条 乙は、本業務と自主事業の経費を区分し、自主事業の収支を本業務の収支とは別に記録しなければならない。

2 甲は、乙が行う自主事業の実施において乙に損失が生じた場合は、これを補填しない。

3 乙は、乙が行う自主事業の実施において乙に利益剰余金が生じたときは、当該剰余金をもって市民サービスの向上等に努めるものとする。

(自主事業における立会、報告、調査等)

第43条 甲は、必要があると認めるときは、自主事業の実施に立ち会うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

2 乙は、次の各号に該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(1) 自主事業の実施に当たって、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき。

(2) 自主事業の実施に関し、争訟が提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき。

(3) その他乙において自主事業の適正な実施が困難となったとき、又は自主事業の適正な実施に重大な影響を及ぼすと認められる事態になったとき。

- 3 甲は、自主事業を適正に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、乙の帳簿、書類等の検査を行い、収支状況等について説明を求めることができる、又は自主事業の実施について実地に調査することができる。
- 4 乙は、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

（自主事業の改善指示）

- 第44条 甲は、前条第1項から第3項までの規定による立会、報告、調査等によって、乙の自主事業の実施が適正でないと認めるときは、期限を定めて必要な事業の改善や是正の指示をすることができる。
- 2 乙は、前項により甲から指示を受けた場合は、甲が定める期限までに改善又は是正をしなければならない。

第8章 損害賠償及び不可抗力

（管理物件の損害賠償）

- 第45条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（甲又は第三者への損害賠償）

- 第46条 乙は、本業務及び自主事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、当該損害が乙の責めに帰すべき事由により生じた場合は、甲又は当該第三者にこれを賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、乙は、当該賠償費用及びその賠償に伴い発生した補償費用を甲に支払うものとする。

（保険）

- 第47条 甲は、本業務の実施にあたり、甲の責めに帰すべき事由による損害賠償等に備えるため、次の保険を付保しなければならない。
- (1) 火災保険（全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入）
 - (2) 第三者賠償保険（全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入）
- 2 乙は、本業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由による損害賠償等に備えるため、次の保険を付保しなければならない。
- (1) 施設賠償責任保険
 - (2) 第三者賠償保険（甲が加入している市民総合賠償補償保険の補償額以上のもの）
 - (3) 食品営業賠償保険

（不可抗力発生時の対応）

第48条 乙は、天災、人災その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第49条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲乙協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定する。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第50条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において基本協定に定める義務を免れるものとする。

2 甲は、乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲乙協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第9章 指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第51条 乙は、指定期間が満了し、引き続き指定管理者とならなかったとき又は指定管理者の指定を取り消されたとき（以下「期間満了時」という。）は、甲の指定する期日までに、甲又は甲の指定するものに本業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、前項に定める引継ぎに先立ち、乙に対して甲又は甲の指定するものによる管理施設等の視察を申し出ることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（利用料金の引継ぎ等）

第52条 乙は、期間満了時において、期間満了時以後の本施設の利用に係る利用料金を既に収受している場合は、当該利用料金を甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

2 前項の場合において、当該利用料金に期間満了時以前の本施設の利用に係る利用料金が含まれるときは、甲乙協議のうえ、引き継ぐ利用料金の額を決定するものとする。

（原状回復義務）

第53条 乙は、期間満了時は、甲の指定する期日までに乙の負担により、管理物件を指定開始日時時点の原状に回復し、甲に対して管理物件を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は、管理物件の原状回復を行わずに、甲に引き渡すことができる。

3 第1項の場合において、乙が正当な理由なく、甲の指定する期日までに管理物件を原状に回復しないときは、甲は、乙に代わって管理物件の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲が支出した原状回復に係る費用を補償しなければならない。

(備品等の取扱い)

第54条 期間満了時における備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、Ⅰ種備品等を甲の指定する期日までに甲に対して引き渡さなければならない。

(2) 乙は、Ⅱ種備品等を原則として自己の責任と費用で撤去・撤収する。ただし、甲乙協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して無償で引き渡すことができるものとする。

第10章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

第55条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定期間の途中でであっても、手続条例10条の規定に基づき、その指定を取り消し又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、基本協定等に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき

(2) 関係法令、条例又は基本協定等の規定に違反したとき

(3) 本業務及び自主事業の実施にあたり、乙に不正の行為があったとき

(4) 正当な理由なく本業務に関する甲の指示に従わないとき

(5) 甲の求めた報告を行わないとき、又は虚偽の報告をしたとき

(6) 正当な理由なく実地調査等を拒否又は妨害したとき

(7) 暴力団員等と認められるとき、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当すると認められるとき

(8) 倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立又は手形交換所による取引停止処分をいう。）又は財務状況が著しく悪化したことによって本業務の遂行が困難と認められるとき

(9) 著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(10) 乙から不当要求行為等があったとき

(11) 乙から指定の取消しの申出があったとき

- 2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消し、又は業務の停止を行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知したうえで、次の事項について乙と協議を行うものとする。
- (1) 指定取消し又は業務の停止を行う理由指定取消日又は本業務の停止日
 - (2) 指定の取消し又は業務の停止の要否
 - (3) 指定の取消し又は業務の停止までの猶予期間の設定
 - (4) 業務の停止を行う場合は、停止を行う業務の範囲
 - (5) 乙による改善策の提示
 - (6) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の停止を命じられた場合において、既に指定取消し後又は停止を命じられた業務に係る指定管理料の支払いを受けているときは、乙は、甲の請求により当該業務にかかる指定管理料を甲が定める期日までに返還しなければならない。
- 4 第1項の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の停止を命じられた場合において、乙に損害、損失や費用の増加が生じて、甲は、その賠償の責めを負わない。
- 5 甲は、第1項各号に定める場合のほか、管理施設の管理上特別の事由があるときは、乙と協議のうえ、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の停止を命ずることができる。
- 6 前項の規定による指定の取消しに伴い、乙が損害又は損失を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償請求することができる。この場合の損害額は、前項の協議において定めるものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第56条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができる。

- (1) 甲が基本協定等の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲から著しく不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
 - (3) その他、乙が指定の取消しを求めるに足る理由があると認められるとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定による指定の取消しに伴い、乙が損害又は損失を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償請求することができる。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

(不可抗力による指定の取消し)

第57条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができる。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消しを行う。

第11章 その他

（権利義務の譲渡の禁止）

第58条 乙は、基本協定等により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、会社の合併又は分割を原因とする承継等で、事前に甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

（変更の届出）

第59条 乙は、定款、名称、所在地、代表者及び使用印鑑等、重要事項の変更を行った場合は、速やかに変更したことを証する書面を添付のうえ、甲に届け出なければならない。

（特許権等の使用）

第60条 乙は、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。

（関係機関との連絡調整）

第61条 甲及び乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換及び業務の調整を図る連絡会議等を開催する。

2 乙は、本業務の遂行に当たり、関係機関との連絡調整及び協議を緊密に行うものとする。

（監査）

第62条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき監査委員による監査が行われる場合、又は同法第98条第2項の規定に基づき議会から監査委員に対し甲の事務に関する監査の求めがあって監査委員による監査が行われる場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

（基本協定の変更）

第63条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、基本協定の規定を変更することができる。

（管轄裁判所）

第64条 基本協定等に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（協議）

第65条 基本協定の解釈に関して疑義が生じたとき、又は基本協定に定めがない事項については、地方自治法及び関係法令の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

地方自治法及び関係法令の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 糸魚川市
代表者 糸魚川市長 印

乙 住 所
名 称
代表者 印